

平成26年8月豪雨の被災者対象
中小企業等設備再建支援事業・中小企業等復旧応援事業のご案内

京都府中小企業団体中央会

平素は、本会の事業運営に格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、京都府では平成26年8月豪雨で被害を受けた中小企業者等の事業活動の早期復旧・復興を図るため、中小企業応援隊を窓口団体以下のとおり緊急支援2事業が創設されましたのでご案内いたします。

なお、中小企業等設備再建支援事業では、「連年で被災された福知山市内の事業者を対象に福知山市の補助金を併用」できるケースがございますので、事前に申請者から本会へお問い合わせください。

	中小企業等設備再建支援事業	中小企業等復旧応援事業
補助事業者	平成26年8月豪雨（8月8日以降）により被災した京都府内の中小企業者等	
補助対象期間	被災日時以降に着手し、平成27年2月27日まで終了する事業	
補助対象事業	平成26年8月豪雨により直接的に被害を受けた事業用の設備等の更新等 （同一事業について、国や府等の公的な補助金・助成金等の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合には補助対象となりません。） [対象経費の例示] ・建物（工場、事務所、倉庫）及び附属設備の修繕 ・構築物、機械装置（付属の工具備品も含む）、車両運搬具、備品の購入費等	平成26年8月豪雨により直接的に被害を受けた事業用の機器等の修繕 （修繕の方が高額となる場合には買替えも対象となります。また、同一事業について、国や府等の公的な補助金・助成金等の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合には補助対象となりません。）
補助率 補助金額	・補助事業に要する経費の15%以内 ・10万円以上100万円以内 （連年で被災（今回の平成26年8月豪雨と平成25年台風18号の両方を被災）の場合は、補助事業に要する経費の25%以内、10万円以上150万円以内）	・補助事業に要する経費の1/2以内 ・10万円以内
中央会の 申請受付期間	平成26年9月10日（水）～10月10日（金） （受付時間は、募集期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時までです。） 申請される場合には、事前に、本会までご相談・ご連絡ください。 また、補助金は予算の範囲内で交付されますので、期間内であっても受付を終了すること、あるいは希望された金額を交付できない場合もありますのでご了承願います。	
その他	①直接被害を受けられた中小企業等を対象とするため、被災（り災）証明書の添付が必要です。（中小企業等設備再建支援事業を連年被災により申請する場合には平成26年8月豪雨と平成25年台風18号の2回分を添付。） ②補助対象経費が重複しない場合、一事業者が双方の事業を活用することは可能ですが、支援団体が異なる場合であっても、一事業を複数回活用することはできません。	